

第 18 回 四日市市農業委員会月例総会議事録

I 開催日時 令和 7 年 1 月 15 日（水）9 時 30 分～10 時 40 分

II 開催場所 四日市市総合会館 7 階第 2 研修室

III 出席者

1 委員

会長 ⑪豊田忠篤、副会長 ⑥岡本萬里子、副会長 ③伊藤豪俊

①森 勇志、②稲垣孝義、④野呂昌見、⑤山川友志、⑦伊藤明洋、

⑧加藤 剛、⑨清水 透、⑩奥山邦典、⑬伊藤 元、⑭矢田敏秋、

⑮永尾敏昭、⑯古市ひとみ、⑰五十嵐和壽、⑱鎌田隆郎、⑲岡 良浩

2 事務局

局長 石田、局次長 飯田、副参事 前田

局員 川村、鈴木

IV 欠席委員 ⑫山中博昭

V 傍聴者 なし

VI 議事内容

1 午前 9 時 30 分、豊田会長が開会を宣言

2 豊田会長が、委員定数 19 名中 18 名が出席しているため、本月例総会が有効に成立していることを報告。

3 豊田会長が議事録署名者に山川友志、古市ひとみ 両委員を指名。

4 議事に入る

(1) 報告案件第 1 号から第 7 号

会長 報告案件を上程します。報告案件第 1 号から第 7 号を事務局から説明してください。

副参事 報告案件第 1 号から第 7 号について、一括して説明します。

報告第 1 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出については、報告書 1 頁から 9 頁にかけて記載されているとおりです。合計で 27 件、103 筆、53,627.61 m²の届出がございました。27 件の届出事由の内訳は、全て相続によるものです。

次に報告第 2 号農地法第 4 条の規定による転用届出については、報告書 10 頁に記載されているとおりです。合計で 4 件、9 筆、2,364 m²の届出がございました。なお、これら 4 件については届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第 3 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち所有権移転（売買）については、報告書 11 頁から 14 頁にかけて記載されているとおりです。合計で 16 件、35 筆、12,722 m²の届出がござ

いました。なお、現況が農地以外の土地で、届出以前に転用行為が行われている案件については始末書が添付されています。

次に報告第4号農地法第5条の規定による転用届出のうち所有権移転（贈与）については、報告書14頁に記載されているとおりです。合計で1件、1筆、1,195㎡の届出がございました。

次に報告第5号農地法第5条の規定による転用届出のうち賃借権設定については、報告書15頁に記載されているとおりです。合計で1件、3筆、1,034㎡の届出がございました。なお、現況が農地以外の土地で、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第6号農地法第5条の規定による転用届出のうち使用賃借権設定については、報告書15頁に記載されているとおりです。合計で1件、1筆、288㎡の届出がございました。

次に報告第7号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、16頁に記載されているとおりです。合計で2件、3筆、4,473㎡です。これは、農地の賃貸借契約を解約する際に、貸人と借人双方で合意解約に至ったことについて、農業委員会に通知があったものです。解約事由及び合意年月日は報告書記載のとおりです。

報告案件第1号から第7号までの説明は以上となります。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

伊藤元委員 今回の案件とは直接関係ないのですが、始末書の扱いについて教えて欲しいです。同じ方が、2回、3回と始末書を提出してきたとき、事務局はそれをカウントしていますか。1回提出すれば効力を満たすのではないかと思います。

副参事 農地法では、届出後に転用行為を行うことが原則となっています。届出なしで転用行為を行った場合に経緯を求めており、今後このようなことがないようにする旨を記入した始末書を提出するよう土地所有者にお願いしています。また、始末書は任意で提出するものなので、内容もそれぞれ異なります。案件ごとに始末書を提出していただきますので、提出枚数の累計はカウントしていません。その都度、内容を確認しています。

伊藤元委員 何回も始末書を重ねることには問題があると思う。届出後に転用行為を行うという農地法の原則が崩れてしまうことを危惧しています。

局長 カウントはしていませんが、複数始末書の提出があった土地所有者には、なんらかの注意をする必要があるとは思いますが。

会長 他にご質問はございますか。特にないようですので、報告案件第1号から第7号までを原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします。(全会一致で承認)

(2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 所有権移転(売買)
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 所有権移転(贈与)
 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請 使用貸借権設定

会長 議案第1号から議案第3号を一括上程します。その中で議案第1号の保々地区71番につきましては、山川委員が関係者として関わっております。そのため、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事に参与することが制限されますので、委員にいったん退出いただいたうえで議案の審議をさせていただきます。

(山川委員 退席)

会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

副参事 保々地区71番は、農地を耕作する目的で、売買により所有権移転を行うための申請です。位置図は3頁です。譲受人は農作業歴40年程度で、妻、子の3人で営農しています。権利取得後は露地野菜を栽培する計画です。

以上のおり当該申請は、権利を取得しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくことが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

このことから当該案件については、農地法第3条第2項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局からの説明に対してご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

五十嵐委員 申請地は基盤整備事業の残地ですか。

次長 土地改良事業の際に、農地中間管理機構が受けた農地の残りかと思われま。

会長 他にご意見ございませんか。
特にご意見がないように思います。原案どおり承認することについて、異議のない方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて、承認いたします。(全会一致で承認)
それでは、山川委員に入室していただきます。
(山川委員 入室、着席)

会長 他の案件について事務局から説明をお願いします。
副参事 議案第1号を説明します。農地を耕作する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が保々地区71番を除いて7件ございました。

下野地区78番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は1頁です。譲受人は農作業歴3年程度です。1人で営農されています。権利取得後は、水稻を栽培する計画です。

下野地区79番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は2頁です。譲受人は新規営農で、1人で営農する計画です。申請地は、譲受人が20年以上前から譲渡人の許可を受けて畑として管理を行っている土地です。申請地では、現在半分の土地を利用してブルーベリーやネギなどを栽培しています。権利取得後は、残り半分も畑として利用する計画です。譲受人は新規営農であるため、1月7日に営農計画について申請者と事務局で面談を行い、野呂農業委員に同席いただきました。申請地は自宅から近く、20年以上耕作を行っていることや、営農に関する知識や今後営農拡大を行う意欲もあることから問題ないことを確認しました。

神前地区81番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は4頁です。譲受人は新規営農となるため、1月7日に譲受人と事務局とで営農計画に関する面談を行い、岡本農業委員と増田農地利用最適化推進委員にも同席いただきました。権利取得後は簡易なビニールハウスを設置し、観賞用のサボテンを栽培する計画です。譲受人は飲食店を経営しており、約5年前から飲食店の敷地内でサボテンを栽培し、インターネットで販売しています。営農計画書によると、4年かけて6棟のハウスを設置する計画です。栽培したサボテンは、これまでと同じくインターネットで販売する予定です。営農については、基本は独学でサボテン栽培を行っていますが、サボテンの栽培、販売をしている知り合いから、アドバイスをもらっているとのこと。増田委員からは、「種子が

周辺農地に飛ばないように気をつけてほしい」との意見がありました。岡本委員からは、「事業を始める前には地元にしっかり説明をしてほしい」という意見と、「ハウス栽培は温度管理が大変なので、着実な営農を行ってほしい」という意見がありました。事務局からは、建築基準法や都市計画法等を遵守いただくことについて、理解いただきました。面談の内容から、適切に耕作管理していくことが見込まれます。

桜地区 77 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 5 頁です。譲受人は農作業歴 40 年程度であり、1 人で営農しています。申請地は、譲受人が田として耕作していました。また、申請地の隣地は譲受人自身が所有している田で、権利取得後も引き続き水稻を栽培する計画です。耕作面積は 5,000m を下回っていますが、先ほど説明した内容を踏まえ、奥山農業委員と協議し、面談は実施していません。

三重地区 76 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 6 頁です。譲受人の農作業歴は 50 年程度であり、1 人で営農しています。申請地は利用権設定によって譲受人が水稻を栽培していました。権利取得後も引き続き水稻を栽培する計画です。

県地区 80 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 7 頁です。譲受人は申請地すぐ北側の牛舎で肉牛を育てており、妻と従業員の 3 人で営農されています。所有されている農地では牧草を栽培しています。権利取得後は牧草を栽培する計画です。

小山田地区 82 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 8 頁です。譲受人は農作業歴 40 年程度です。妻と子の 3 人で営農しています。権利取得後は、現況が田の土地については水稻を栽培し、現況が畑の土地については利用権設定によって譲受人が耕作していた土地で、権利取得後も引き続き露地野菜を栽培する計画です。

次に議案第 2 号を説明します。農地を耕作する目的で、贈与により所有権移転を行うための申請が 1 件ございました。

四郷地区 83 番は、譲渡人から譲受人へ贈与を行うための申請です。位置図は 9 頁です。譲受人の持分は 2 分の 1 ずつです。譲受人の農作業歴は共に 2 年程度です。譲受人以外に家族 3 人を加えた 5 人で耕作しています。営農計画書が添付されており、JA に販

売目的で露地野菜を栽培する計画です。譲受人は11月に申請地を取得され、その土地に隣接する申請地を取得し、営農の拡大を図るものです。11月に取得された農地は適正に利用されています。

次に議案第3号を説明します。農地を耕作する目的で、使用貸借権を設定するための申請が2件ございました。

水沢地区27番は、貸人と借人が30年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は10頁です。貸人は水沢町で茶畑を適切に耕作されており、借受人は数年前から申請地を含め貸出人の営農の手伝いをされており、今回の申請地では、妻と2人で、貸人から農機具を借り、指導を受けながら耕作します。新規営農のため、1月8日に申請者と事務局で面談を行い、五十嵐農業委員と森農地利用最適化推進委員に同席いただきました。貸人から営農の指導を受けられることや必要な農機具を借りられることから農地の管理について問題ないと判断しました。

水沢地区28番は、貸人と借人が10年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は11頁です。平成24年7月に農業者年金受給にかかる経営移譲がされています。経営移譲から10年以上が経過したため、再設定を行うものです。

以上のおり農地法第3条の規定による10件の申請のうち、新規営農を除く案件は、権利を取得しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくことが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

また、新規営農である2件の申請については、提出された営農計画書に基づき申請人が営農計画を達成する上で必要な農作業に従事することや農作業に必要な機械等が確保される見込みであることから適切に耕作管理していくことが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

このことから各案件については、農地法第3条第2項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長

事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にご意見がないように思います。原案どおり承認することについて、異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて、承認いたします。(全会一致で承認)

(3) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請 所有権移転(売買)

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請 使用貸借権設定

会長 議案第4号及び議案第5号を一括上程します。事務局から説明をお願いします。

副参事 議案第4号を説明します。農地を転用する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が6件ございました。

海蔵地区133番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、隣接地と一体的に利用し、資材置場用地とするための申請です。位置図は12頁です。農地区分は第3種農地です。その判断根拠は、海蔵地区市民センターから300m以内に申請地が位置するためです。譲受人は平成21年に設立された法人で、土木工事業を営んでいます。申請理由は、海蔵地区内に点在する既存の資材置場を一部売却し、申請地と隣接した一体利用地に資材置場を集約するためです。土地造成は盛土のうえ整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。

この案件に関して北部ブロック会議では、東側水路に土砂が流入しない対策についてご意見をいただきましたので、申請代理人を通じて確認を行いました。土地造成は、現状の畦畔を超えない高さまで盛土を行った上で整地すること、整地後に土砂等の資材は隣地との境界から控えて置くことから水路への土砂流出を防止することです。今後資材置場の利用にあたっては周辺への土砂流入に十分配慮いただくよう申請代理人を通じて事業者申し伝えました。

神前地区136番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は13頁です。農地区分は第3種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は最大60cmの盛土及び30cmの切土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は南側の既設道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由して南側の既設道路側溝へ排水する計画です。建蔽率は、22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

桜地区135番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は14頁です。農地区分は第

2種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する10ha未満の農地の一団に申請地が存在するためです。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。譲受人は、令和3年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

県地区134番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、隣接地と一体的に利用し、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は15ページです。農地区分は第1種農地です。その判断根拠は、10ha以上の一団農地が形成されているためです。今回は集落に接続して設置される住宅であり、申請地以外に目的を達成することができる土地がないため、例外的に許可できる要件を満たします。土地造成は最大25cmの盛土及び40cmの切土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は東側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由して東側道路側溝へ排水する計画です。建蔽率は、22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

内部地区138番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、資材置場及び駐車場用地とするための申請です。位置図は16ページです。農地区分は第2種農地です。その判断根拠は、内部地区市民センターから半径500m以内に位置するためです。譲受人は平成2年に設立された法人で、主に土木、建築工事の設計管理及び施工を営む法人です。申請理由は、事業拡大に伴い、資材置場及び駐車場用地が手狭になってきたためです。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は砕石を敷き均します。排水に関して、雨水は周囲に柵板を設置し、自然浸透で処理する計画です。

なお、この案件は転用面積が3,000㎡を超えるため、南部ブロック会議当日に現地調査を行いました。申請代理人から事業計画及び周辺3か所の具体的な土地利用計画の説明を受け、面積の妥当性や周辺農地に影響がないことを確認しました。

また、3,000㎡を超えている案件は、法の規定に基づき三重県農

業会議に意見を聴くことになっていきますので、1月14日に開催されました三重県農業会議常設審議委員会に諮問させていただき、許可相当であるとの意見をいただいています。

小山田地区137番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、駐車場用地とするための申請です。位置図は17頁です。農地区分は第3種農地です。その判断根拠は、宅地が連たんしているためです。譲受人は平成28年に設立された法人で、運送業を営む法人です。申請理由は、事業拡大に伴い駐車場用地が手狭になってきたためです。土地造成は整地を行います。排水に関して、雨水は自然浸透で処理する計画です。申請地は平成20年頃から砕石置場として利用されていたため始末書が添付されています。南部ブロック会議で意見のありました、隣接土地所有者を含む地元住民に対する事業説明についてですが、事業者は1月下旬に開催する方向で地元自治会長と調整されています。

次に議案第5号を説明します。農地を転用する目的で、使用貸借権を設定するための申請が3件ございました。

三重地区19番は、貸人と借人が10年間の使用貸借権を設定し、駐車場用地とするための申請です。位置図は18頁です。農地区分は第3種農地です。その判断根拠は、宅地が連担している区域内にあるためです。譲受人は、平成30年に設立された法人で、管工事業を営んでいます。申請理由は、既存の駐車場では手狭となったためです。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。

この案件に関して中部ブロック会議では、委員から「駐車台数に対して転用面積が過大ではないのか」という意見がありましたので、申請者に確認したところ、申請者からは「車両の配置場所や転回スペース、荷捌き用のスペース等を確保するため必要な面積である」ということでした。北側から進入して、敷地奥の東側に並べて大型車3台、普通車7台分を駐車するにあたり、通路や転回スペース、積み込み作業等のスペースが考慮され、それを示す土地利用計画図が提出され、転用面積が決して過大であるといえない内容となっています。

三重地区20番は、4条と5条の併用案件で、4条申請人兼貸人と借人が50年間の使用貸借権を設定し、一般個人住宅の増築を行うための申請です。位置図は19頁です。農地区分は第3種農地です。その判断根拠は、宅地が連担している区域内にあるためです。

土地造成は整地を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は南側の既設道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由して南側の既設道路側溝へ排水する計画です。既存の住宅敷地と一体利用します。建蔽率は、22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

内部地区 21 番は、貸人と借人が 35 年間の使用貸借権を設定し、分家住宅用地とするための申請です。位置図は 20 頁です。農地区分は第 1 種農地です。その判断根拠は、10ha 以上の一団農地が形成されているためです。今回は集落に接続して設置される住宅であり、申請地以外に目的を達成することができる土地がないため、例外的に許可できる要件を満たします。土地造成は最大 20cm の盛土及び最大 20 cm の切土を行い、申請地の周囲にコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は雨水枡を経由し、申請地南側の水路へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由し、申請地南側の水路へ排水する計画です。建蔽率は、22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を要する案件です。

以上のおり農地法第 5 条の規定による許可申請については、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないと考えられますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

伊藤元 小山田地区 137 番について教えてください。地元説明会を 1 月下旬に行うとのことですが、それは業者の意向でしょうか。関係者や地元はそのことを了承していますか。

副参事 説明会は地元の要望です。要望があることを事務局から転用行為者にお伝えしたところ、地元と転用行為者で説明会の日程調整を行うことになり、説明会の時期が 1 月下旬になるとのことでした。

伊藤元 説明会が終わった後で申請すべきだったかと思います。揉め事があった場合、審査に影響を及ぼすと思います。ところで、位置図に建物のようなものが写っていますが、現在は取り壊されているのでしょうか。

次長 建物はありましたが、既に取り壊されています。

会長 他に意見はありますか。

特にないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認をいたします(全会一致で承認)。

(4) 議案第6号 非農地証明願

会長 議案第6号を上程しますので、事務局から説明してください。

副参事 非農地証明願について1件の申請がございました。

県地区33番は、昭和41年頃から雑種地として利用し、現在に至っています。位置図は21頁です。平成16年に撮影された航空写真と現地調査から、20年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

以上のことから、この案件につきまして、非農地証明を交付する要件を満たしていると判断されますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認をいたします(全会一致で承認)。

(5) 議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願

会長 議案第7号を上程しますので、事務局から説明をお願いします。

副参事 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願については、1件ございました。

大矢知地区14番は、申請人が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。

以上のことから従事者証明の要件を満たしていると考えられますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にご意見がないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

(6) 議案第 8 号 農用地利用集積計画 (所有権移転)

会長 議案第 8 号を上程しますが、このうち小山田地区 19 番は、古市委員が関係者として関わっております。そのため、農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、議事に参与することが制限されますので、委員にいったん退出いただいたうえで議案について審議をさせていただきます。審議後、古市委員に入室していただきます。それでは、古市委員に退席していただきます。

(古市委員 退席)

会長 それでは事務局から説明をお願いします。

副参事 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転です。

小山田地区 19 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行う計画です。位置図は 24 頁です。譲受人の耕作面積は 158,547.53 m²です。譲受人は現在、茶を中心に栽培しています。申請地はこれまで利用権設定によって譲受人が茶畑として管理されており、権利取得後は茶を引き続き栽培する計画です。区域区分に関しては、農用地区域内農地です。10 a 当たりの対価については議案書記載のとおりです。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にご意見がないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします (全会一致で承認)。

それでは、古市委員に入室していただきます。

(古市委員 入室、着席)

会長 他の案件について、事務局から説明をお願いします。

副参事 県地区 17 番と県地区 18 番は、譲受人が同一のため併せて説明します。県地区 17 番は売買を行い、県地区 18 番は贈与を行う計画です。位置図は 22 頁及び 23 頁です。譲受人の耕作面積は 99,434 m²です。譲受人は現在、水稻を中心に栽培しています。申請地はこれまで利用権設定によって譲受人が水田として管理されており、権利取得後は水稻を引き続き栽培する計画です。区域区分に関しては、農用地区域内農地です。10 a 当たりの対価については議案書記載のとおりです。

内部地区 20 番及び小山田地区 21 番は、各譲渡人から同一の譲受人へ売買を行う計画です。位置図は 25 頁及び 17 頁です。譲受

人の耕作面積は 473,522.51 m²です。譲受人は現在、水稻を中心に栽培しています。申請地はこれまで利用権設定によって譲受人が水田として管理されており、権利取得後は水稻を引き続き栽培する計画です。区域区分に関しては、農用地区域内農地です。10 a 当たりの対価については議案書記載のとおりです。説明は以上です。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にご意見がないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

5 会長、議案の終結を宣言

6 10時40分、会長、閉会を宣言

7 散会

以上についてこの議事録が真正であることを確認して、署名する。

令和 年 月 日

委員

委員